

お 知 ら せ

起業者福島県が皆様の御協力により進めております県道会津若松三島線改築工事（大谷工区）について、令和三年一月十八日に土地収用法による事業認定の告示がされていましたが、手続が保留されていた起業地について、令和五年七月二十一日に同法による手続開始の告示がされましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、同法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

一・手続開始の告示があつた土地

イ 収用の部分
福島県大沼郡三島町大字宮下字牧ノ原地内
ロ 使用の部分

福島県大沼郡三島町大字宮下字牧ノ原地内

（注）この土地を表示する図面は、三島町役場で御覧ください。

二・土地価格の固定について

前記一の土地については、手続開始の告示のあつた日をもつて土地価格が固定されることになります。

三・関係人の範囲の制限について

手続開始の告示があつた日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四・損失補償の制限について

手続開始の告示があつた日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ福島県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五・裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもつている関係人は、自分が権利をもつている土地について裁決の申請をはやく行うよう起業者に対し請求することができます。

六・補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもつている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

七・明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接福島県収用委員会宛にすることができます。

八・パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、「パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は福島県会津若松建設事務所総務部用地課又は三島町役場産業建設課においでください。されば配布いたします。

九・その他不明な点については、福島県会津若松市追手町七番五号所在の福島県会津若松建設事務所総務部用地課（電話〇二四二（二九）五四二四）に照会ください。